

## 第89号議案

### 蒲郡市公立学校設置条例の一部改正について

蒲郡市公立学校設置条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和7年12月3日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

### 蒲郡市公立学校設置条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

#### 提案理由

蒲郡市立蒲郡北部小学校及び蒲郡市立蒲郡西部小学校を廃止し、蒲郡市立たちばな小学校を設置するため提案する。



## 蒲郡市公立学校設置条例の一部を改正する条例

蒲郡市公立学校設置条例（昭和39年蒲郡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表のよう改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称	位置
(略)	
蒲郡市立蒲郡東部 小学校	蒲郡市豊岡町池田3番地
(略)	
蒲郡市立竹島小学 校	蒲郡市府相町三丁目40番地
蒲郡市立たちばな	<u>蒲郡市清田町間堰52番地</u>

小学校	
(略)	(略)

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 蒲郡市立たちはな小学校の設置のための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。